事 務 連 絡 令和2年5月29日

障害福祉サービス事業所 管理者 様 障害児通所支援事業所 管理者 様

> 尼崎市健康福祉局 法人指導課長 障害福祉課長

障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、みだしの件について本市を含む兵庫県から次のとおり対処方針等が示されま した。

1 県対処方針

- ・ 政府の基本的対処方針で示された段階的な移行期間(5月25日~7月31日の約2か月間)等を踏まえ、今後の感染拡大予防と社会経済活動の再開を基本として、①外出自粛等の緩和、②感染防止に配慮した生活様式を段階的に進めていきます。
- ・当面は、今後6月1日から3週間程度の感染状況等を踏まえて、必要に応じた対応を検討します。
- 2 障害福祉サービス事業所における感染予防対策
 - ・ 施設の換気、職員・利用者の健康チェックなど、引き続き、感染防止対策 を厳重に徹底した上での事業実施をお願いします。
 - ・ 面会者等からの感染を防ぐため、オンライン面会・会議等の活用など、可能な限り直接対面を避けるようお願いします。
 - ・ 感染発生時を想定した衛生用品確保や人員体制の検討など、感染第2波に備えた対応についても、引き続き、ご検討をお願いします。

つきましては、本市も兵庫県に準じた対応をいたしますので、感染拡大の第2波に備え、引き続き、適切なサービスの実施と感染防止の徹底に努めていただきますようお願いします。

なお、当面の間(6月1日から3週間程度*)、感染拡大防止の観点から、令和2年4月8日付、事務連絡「「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所(通所・短期入所等)の対応について」のとおり、利用者への必要な支援が円滑に行われるよう、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(*今後の感染状況を踏まえ、見直しを実施することがあります。)

以上